

2 特例浄化槽工事業者に関する届出

(1) 特例浄化槽工事業者の届出

特例浄化槽工事業者は、必要な事項を記載した届出書（別記様式第11号）に関係書類を添付したものを2部（正本・副本（業者用控））、主たる営業所を所管する総合振興局・振興局建設指導課（北海道知事以外の者から許可を受けている者は建設部建設政策局建設管理課）へ提出すること。

(2) 変更の届出事項と提出書類

特例浄化槽工事業者は、必要な事項を記載した変更届出書（別記様式第12号）に関係書類を添付したものを2部（正本・副本（業者用控））、主たる営業所を所管する総合振興局・振興局建設指導課（北海道知事以外の者から許可を受けている者は建設部建設政策局建設管理課）遅滞なくへ提出すること。

法人	個人	変更事項	提出書類
	○	氏名又は名称及び住所	なし
○		名称及び住所	なし
○		代表者の氏名	なし
○	○	建設業法に基づき許可を受けた (1) 業種 (2) 許可番号 (3) 許可年月日	建設業法に基づき許可を受けたことを証する書面（具体的には許可通知書の写し又は許可証明書等）
○	○	浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地	なし
○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し (2) 調書（国土交通省令別記様式第4号）

(3) 廃業等の届出に係る事務

特例浄化槽工事業者は、必要な事項を記載した届出書（別記様式第5号）に関係書類を添付したものを2部（正本・副本（業者用控））、主たる営業所を所管する総合振興局・振興局建設指導課（北海道知事以外の者から許可を受けている者は建設部建設政策局建設管理課）遅滞なくへ提出すること。